

事 務 連 絡
令和3年5月13日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）御中
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

「被保険者等からの暴力等を受けた被扶養者の取扱い等について」
の一部改正について

被保険者等からの暴力等を受けた者に係る被扶養者認定の取扱い等については、「被保険者等からの暴力等を受けた被扶養者の取扱い等について」（令和3年3月29日付け保保発 0329 第1号厚生労働省保険局保険課長通知。以下「令和3年通知」という。）が発出されたところですが、今般、令和3年通知の一部改正通知が発出されました。

都道府県、指定都市及び中核市の担当部局におかれましては、別紙の内容について御了知の上、管内市町村及び高齢者虐待に関する通報・相談窓口等に対し、広く周知いただくとともに、適切なお対応をお願いします。

<参考>

（別紙）

「被保険者等からの暴力等を受けた被扶養者の取扱い等について」の一部改正について」（令和3年5月6日保保発0506第5号厚生労働省保険局保険課長通知）